



令和6年12月20日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課  
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)  
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

## 地下水汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、地下水汚染の報告がありましたのでお知らせします。

### 記

- 1 報告者 ゲンキー株式会社
- 2 報告日 令和6年12月18日
- 3 報告の概要

- (1) 対象地名 ゲンキー店舗出店予定地
- (2) 所在地 名古屋市南区<sup>つつみおこし</sup>堤起町一丁目  
51番、52番1、52番2、53番1、  
53番2、54番



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

- (3) 対象地の概要 旧事業所(平成16年から令和5年10月)  
2,999.91 m<sup>2</sup>(第1種住居地域)

### (4) 汚染状況

| 項目    | 汚染物質       | 基準超えの濃度範囲    | 基準に対する倍率  | 基準          | 超過地点数／調査地点数※ |
|-------|------------|--------------|-----------|-------------|--------------|
| 地下水調査 | ふっ素及びその化合物 | 1.6～1.9 mg/L | 2.0～2.4 倍 | 0.8 mg/L 以下 | 1／1          |

※ 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した地点数を示します。

## 4 本市の対応

報告者に対し、適切な地下水汚染対策を実施するよう指導を行います。

また、周辺の井戸水の水質調査を行うとともに、念のため、周辺井戸所有者に対して井戸水を飲用しないよう指導します(飲用に使用している水が基準に適合している場合を除く)。

## <参 考>

### ① 対象地において過去に公表した土壤汚染

|         | 汚染物質               | 基準超えの濃度    | 基準に対する倍率 | 基準              |
|---------|--------------------|------------|----------|-----------------|
| 土壤溶出量調査 | ひ<br>砒素及び<br>その化合物 | 0.017 mg/L | 1.7 倍    | 0.01 mg/L<br>以下 |
|         | ふっ素及び<br>その化合物     | 0.9 mg/L   | 1.1 倍    | 0.8 mg/L<br>以下  |

### ② 基準を超過した物質の毒性について

#### 【ふっ素及びその化合物】

急性毒性：NaF を 6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF<sub>4</sub>では、胃軟化症、神経痛等を起こす。

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

\*100 mg は、今回の地下水の汚染物質濃度（1.9 mg/L）では、水 53 L に含まれる量になります。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見い出されている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度2 ppm以上で斑状歯を生じ、8 ppm以上で骨硬化症となる。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」  
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)